

賃金制度等の改正（追加）に関する要求申し入れ

申 16 号 第 2 回目交渉でも対立！認識の一致図れず！

4. キャリア加算の対象となる基礎的資格のうち、資格名称を以下のように改めること。
- (1) 車両の区分における一級鉄道車両製造・整備技能士を二級鉄道車両製造・整備技能士とすること。
 - (2) 電気の区分における工事担任者(1種・総合種)を工事担任者(3種)とすること。

前回持ち帰りからの会社回答：当社の鉄道会社社員であるというところを前提として基礎的資格というところを検討する場合に、提案のとおり進めたいと考えている。

組合：育成プランとの整合性を図りたい。従ってされている資格でもキャリア加算の対象となっていないものもある。
会社：育成プランは人材育成の中で業務の中で役立てていく資格の従って行っている。キャリア加算は、区分内にも多様な業務に従事することによる能力の伸長があるという観点で、基礎的資格の設定を行っている。考え方が元々異なる中でのものである。

対立！

5. キャリア加算の対象となる基礎的資格の取得に以下の資格名称を追加すること。
- (1) 施設の区分に、コンクリート主任技士 (2) 電気の区分に、第3級陸上特殊無線技士、電気通信主任技術者

組合：対象になる資格を選定するにあたって各主管はそれぞれ入っているのか。
会社：各系統の意見も踏まえながら、人材戦略部で所管をしているので最終的にはそこで判断をしている。
組合：各系統の意見が入っているならば、要求している資格が対象にならない理由がわからない。
会社：従ってしているものを全部キャリア加算の対象にするのかというところではない。一定の多様な経験の起点となるというところを踏まえた上で、重点的に従ってしている資格というところでの判断をしている。

対立！

6. 車両・施設・電気の区分以外において従ってしている資格を基礎的資格と位置づけ、キャリア加算の対象に追加すること。

組合：サービス介助士や衛生管理者は現場から声がかかっている。今後も非常に重要になる部分であり対象にすべき。
会社：新入社員の研修などでも取っていただいている資格であるので、そういった観点から言えば、キャリア加算の対象になるというところではなく、業務上必要なものとして資格の取得を会社として行っているもの。
組合：建築設備センターや機械設備センターの社員は、系統は同じだが非現業というだけで資格でのキャリア加算の対象にならない。それでいいのか。
会社：基本的に2区分の経験で2,000円の加算という形であり、非現業からの出向などでの運用は考えられるので、キャリア加算の対象にならないというところではない。

7. 基礎的資格の取得が採用2年未満の場合においても、キャリア加算の対象とすること。

組合：研修として会社が位置づける期間と基礎的資格の位置づけそのものが違う。会社が今まで言ってきた「趣旨、目的が異なっている」ということと矛盾する。
会社：確かに資格の取得という面だけを捉えればそういうことも頷けるが、入社直後に多様な経験という加算がなされることは趣旨からして馴染まない。会社として多様な経験の起点の部分の評価を3年目に入って加算しようというところである。業務上の経験を積んだ後に加算することが適当である。

8. 基礎的資格の取得時における一部資格の報奨金等については、資格ごとに一律とすること。

組合：現時点、各支社で報奨金がバラバラなのか。
会社：一律ではなく、多様、多様というか、ある資格において何もない支社もあれば5,000円という支社もある。
組合：本社として今回の資格を挙げたのだから、そこについてアンバランスが出るのは絶対におかしい。責任を持って判断すべき。
会社：報奨金自体について各支社において決定をしている。現時点において見直しを行う考えは現時点ではない。主張いただいているところについては会社としてもきちんと受け止めたい。

本当に現場の声をもとにした制度なのか！